

平成21年

第1回市議会定例会 議案第45号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月27日提出

函館市長 西尾正範

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和60年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「市場」を「函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）」に改め、「ならびに」を削る。

第10条第1項中「事務所使用料に限る」を「第74条第2項第1号に規定する売上高割使用料を除く。第22条第1項において同じ」に改め、同条第2項および第3項を削る。

第11条第3項を削る。

第22条第2項および第37条第2項中「第10条第2項および第3項ならびに」を削る。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

第61条中「次条」を「第62条第1項」に改める。

第62条を次のように改める。

（委託手数料の額）

第62条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しよう

とする場合も、同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額の設定または変更をしたときは、その委託手数料の額を卸売場または主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不相当と認めるときは、卸売業者に対して委託手数料の額の変更を命ずることができる。

第68条第5項中「第10条第2項および第3項ならびに」を削る。

第74条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 売上高割使用料 別表第2に掲げる額

(2) 面積割使用料および会議室使用料 別表第3に掲げる額に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額

別表第2を次のように改める。

別表第2（第74条関係）

区分		使用料
卸売業者売場	鮮魚介類および加工塩干品類	毎月の卸売金額の1,000分の5に相当する額
	冷凍品類	毎月の卸売金額の1,000分の2.5に相当する額
仲卸人売場	鮮魚介類および加工塩干品類	第56条第2項の規定により承認を受けて買い入れた物品の毎月の販売金額の1,000分の5に相当する額
	冷凍品類	第56条第2項の規定により承認を受けて買い入れた物品の毎月の販売金額の1,000分の2.5に相当する額

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第74条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
面積割 使用料	仲卸人売場	1平方メートルにつき 1月	850円
	関連事業者店舗 (食堂を除く。)	1平方メートルにつき 1月	900円
	関連事業者店舗 (食堂に限る。)	1平方メートルにつき 1月	750円
	事務所	1平方メートルにつき 1月	750円
会議室 使用料	大会議室	1回(3時間以内)に つき	3,000円
	中会議室	1回(3時間以内)に つき	2,100円
	小会議室	1回(3時間以内)に つき	2,100円

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 市場施設の使用料の改定に伴い、この条例の施行の際改正後の第10条第1項または第22条第1項に規定する保証金の額を上回ることとなる額については、速やかに、これをそれぞれ預託した者に還付するものとする。
- 3 改正後の第62条第1項の規定は、平成21年4月1日以後の卸売

のための販売の委託の引受けに係る委託手数料について適用し、同日前の卸売のための販売の委託の引受けに係る委託手数料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第74条第2項、別表第2および別表第3の規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る市場施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場施設の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

機構改革に伴い規定を整備し、卸売業者等の保証金の預託を現金に限るものとし、委託者から収受する委託手数料の額を卸売業者が定めることとし、市場施設の使用料を改定し、および規定を整備するため